

小諸市体育施設指定管理者選定プロポーザル実施要領

- 1 業 務 名 小諸市総合体育館等 5 施設管理業務
- 2 業 務 内 容 別紙「小諸市体育施設指定管理者募集要項」のとおり
- 3 業 務 概 要 小諸市体育施設等の貸付、利用調整、受付、案内、維持管理等
- 4 対 象 施 設

小諸市乙 1189 番地 1	小諸市総合体育館
小諸市乙 1189 番地 1	小諸市武道館
小諸市甲 2197 番地 2	屋内ゲートボール場すぱーく小諸
小諸市乙 1189 番地 1	小諸市アーチェリー場
小諸市大字和田 556 番地 1	小諸市和田体育館
- 5 指 定 期 間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- 6 担 当 部 課 小諸市教育委員会スポーツ課
- 7 指定管理料 年額 16,700,000 円を上限とする。
- 8 応 募 資 格

次に掲げる要件をすべて満たしている者

 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 別紙「小諸市体育施設指定管理者募集要項」に記した条件に対応できる能力があること。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生計画の認可の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - (4) 法人税及び消費税（地方消費税含む）を滞納していないこと。
 - (5) 都道府県税及び市町村民税を滞納していないこと。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
 - (7) 小諸市物品購入等入札（見積り）参加資格審査要綱（平成 12 年小諸市告示第 39 号）に基づき、令和 7・8・9 年度の小諸市入札参加資格について競争入札参加資格の認定を

受け、小諸市入札参加資格者名簿に登載された者であること。ただし、登載されていない者についても、小諸市物品等入札参加資格審査書類に準ずる書類を提出した上で、資格を有すると認められる者も参加できるものとする。

9 実施スケジュール

項 目	日 程
公告	令和8年9月2日（水）
参加申請期間	令和8年9月2日（水）～令和8年10月2日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング【担当部署】	令和8年10月8日（木）（予定）
結果発表（公表・通知）	令和8年12月25日（金） 議会議決後

10 手続き等

(1) 応募書類の配布期間及び配布場所（公告期間）

ア 配布期間（公告期間）

令和8年9月2日（水）から令和8年10月2日（金）まで
応募書類は、小諸市ホームページからダウンロードできる。

窓口配布は、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 配布場所

小諸市教育委員会スポーツ課

(2) 質問及び回答

ア 質問期間及び質問方法

本プロポーザルに関する質問は、令和8年9月3日（木）から令和8年9月9日（水）正午までに、小諸市教育委員会スポーツ課（sshinko@city.komoro.nagano.jp）へメールを送信する。

イ 回答期限及び回答方法

質問に対する回答は、令和8年9月15日（火）正午までに小諸市ホームページに掲載する。

(3) 参加申込み

ア 申込期間

令和8年9月2日（水）から令和8年10月2日（金）まで（必着）

イ 申込方法

簡易書留郵便又は持参により提出する。

〒384-8501 小諸市相生町三丁目3番3号

小諸市教育委員会スポーツ課

ウ 提出書類

別紙「小諸市体育施設指定管理者募集要項」のとおり

※提出部数は、原本1部、写し1部とする。

(4) 応募内容の変更禁止

応募書類の提出後において、記載された内容の変更は認めない。

(5) 応募書類の取扱い

ア 提出書類を、市に無断で公表及び使用してはならない。

イ 提出書類は、返却しない。

ウ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製することができるものとする。

エ 提出された書類に係る著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は指定管理者の決定の公表等に必要な場合、書類の内容を無償で利用できるものとする。

オ 市から提供された文書は、市に無断で公表又は使用してはならない。

(6) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、下記により辞退届を提出する。

ア 提出期限 令和8年10月6日（火）午後5時15分まで

イ 提出方法 小諸市教育委員会スポーツ課へ持参又は郵送（必着）

ウ 提出様式 任意

11 指定管理者の選定等

(1) 指定管理者の選定方式

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式を採用する。

小諸市公の施設指定管理者選定委員会を設置し、選定委員会が指定管理者の候補団体を決定する。

(2) 応募者の審査

担当部署において書類の審査、必要に応じてプレゼンテーション審査を実施し、その結果を選定委員会へ報告する。選定委員会では、担当部署の審査結果を基に審査し、指定管理者の候補団体を決定する。

プレゼンテーション、ヒアリングを実施する場合、下記の日程で実施する。

ア 日時：令和8年10月8日（木）10時から

※時間割については別途お知らせする。

イ 場所：小諸市役所3階第3会議室

ウ 持ち時間は、1者につき45分（プレゼンテーション30分、質疑応答15分）とする。

エ プレゼンテーションで使用するパソコン及びレーザーポインタ等は、参加者自身で用意すること。プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意する。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募書類を提出した応募者全員に対して通知するとともに、市のホームページへの掲載等により公表する。

(4) 失格

以下のいずれかに該当する応募は失格とする。

- ア 提出書類に故意に虚偽の記載をした場合
- イ 本書等に記載の要件に適合していると認められない場合
- ウ その他本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合
- エ 審査委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行った場合
- オ プレゼンテーション、ヒアリングが実施される場合において、出席しなかった場合

12 選定の基準等

(1) 小諸市の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定による。

- ア 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- エ 公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(2) 審査項目

- ア 施設の設置目的の理解について
- イ 公平・公正性の確保について
- ウ 申請理由について
- エ 施設の現状把握及び将来展望について
- オ 団体の経営方針について
- カ 団体の財政状況、運営能力について
- キ 利用者の要望及び意見への対応について
- ク トラブルを未然に防止するための具体策及び対処方法について
- ケ 地域との連携、地域貢献について
- コ 自主事業について
- サ 団体の財政状況について
- シ 省エネルギー、省資源等、環境への配慮について
- ス 施設の課題に対する改善策について
- セ 組織体制（職員体制）について
- ソ 職員研修計画について
- タ 個人情報保護の措置等について

- チ 緊急時の連絡体制について
- ツ 防犯・防災の対応（マニュアル・訓練などを含む）について
- テ 情報公開について

13 費用負担

応募書類の作成及びプレゼンテーションにかかる費用をはじめとする応募に関する費用は参加者の負担とし、参加報酬は支払わない。

14 指定管理者の指定

市は、候補者との協議が整った後、指定管理者の指定にかかる議案について議会の議決を経て指定管理者の指定を行う。なお、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として市は、次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とします。指定については、条例に基づき公告すると共に市のホームページにて公表します。

15 協定の締結

指定管理者の指定後、管理運営に関する業務について基本協定を締結します。また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

（１）協定事項

１．基本協定

（ア） 総則に関する事項

本協定の目的、指定の意義、管理物件、指定期間、公共性及び民間事業の趣旨の尊重、信義誠実の原則に関する事項

（イ） 本業務の範囲と実施条件に関する事項

本業務の範囲、市が行う業務の範囲、業務実施条件、業務範囲及び業務実施条件の変更にに関する事項

（ウ） 本業務の実施に関する事項

本業務の実施、開業準備、第三者による実施、経費の負担区分、緊急時の対応、情報管理に関する事項

（エ） 備品等の扱いに関する事項

市による備品等の貸与に関する事項

（オ） 業務実施に係る市の確認事項に関する事項

業務計画書、業務報告書、業務実施状況の確認と改善勧告に関する事項

（カ） 指定管理料及び使用料金に関する事項

指定管理料の支払い、指定管理料の変更、使用料金収入の取扱い、使用料金の決定、使用料金の減免に関する事項

（キ） 損害賠償及び不可抗力に関する事項

損害賠償等、第三者への賠償、保険、不可抗力発生時の対応、不可抗力によって発生した費用等の負担、不可抗力による一部の業務実施の免除に関する事項

(ク) 指定期間の満了に関する事項

業務の引継ぎに等、原状復帰義務、備品等の扱いに関する事項

(ケ) 指定期間満了以前の指定取り消しに関する事項

市による指定の取り消し、指定管理者による指定の取り消の申し出、不可抗力による指定の取り消し、指定期間終了時の取扱いに関する事項

(コ) その他に関する事項

権利・義務の譲渡の禁止、本業務の範囲外の業務、請求、通知等の様式その他、協定の変更、災害発生時等の対応、解釈、環境への配慮、疑義についての協議に関する事項

(別記) 個人情報取扱特記事項

基本的事項、秘密の保持、収集の制限、適正管理、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、資料等の返還等、従事者への周知、実施調査、事故報告に関する事項

(別紙1) 管理物件

管理施設、管理物品に関する事項

(別紙2) 管理業務仕様書（第7条・9条関係）

体育施設の管理運営に関する業務、施設の運営及び維持管理に関する業務、施設の管理人等の配置に関する事項

(別紙3) 経費及びリスクの負担区分（第14条関係）に関する事項

(別紙4) 備品所有状況

(別紙5) 小諸市体育施設使用料減免・免除規定

(別紙6) 小諸市環境方針

2. 年度協定

(ア) 当該年度の指定管理料に関する事項

(イ) 当該年度の実施業務の範囲等に関する事項

(ウ) その他必要な事項

(2) 協定が締結できない場合について

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、市はその指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

1. 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
2. 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
3. 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
4. 応募資格を喪失したとき。

16 その他の事項

- (1) 契約締結後において、受託事業者が本プロポーザル手続きにおける不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合には、契約を解除できるものとする。なお、契約解除において生じる一切の損害について、小諸市は賠償責任を負わない。
- (2) 本プロポーザルで知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

17 プロポーザルの中止

緊急等やむを得ない理由により、小諸市がプロポーザルを実施することができないと判断した場合は、プロポーザルを中止することがある。なお、この場合において要した費用は、小諸市に請求することはできないものとする。

18 問い合わせ先

〒384-8501 小諸市相生町三丁目3番3号

小諸市教育委員会スポーツ課

電話 0267-22-1700 (2282)

ファクス 0267-23-8857

メール sshinko@city.komoro.nagano.jp